

利用約款

第 1 条 約款の適用

美奈木ゴルフ倶楽部（以下、「当ゴルフ場」といいます）の利用者（当ゴルフ場の会員・非会員を問いません。また、ゴルフプレーの有無にかかわらず、当ゴルフ場に來場する全ての方を指します。以下、単に「利用者」といいます）は、美奈木ゴルフ倶楽部利用約款（以下、「本約款」といいます）、及び当ゴルフ場の会則・規約（規則）・細則等（以下、総称して「会則等」といいます）を遵守するものとします。

第 2 条 申込み及び取消し

当ゴルフ場におけるゴルフプレーの申込みは、所定の署名簿に氏名（フルネーム）を記載する方法により行うものとします。なお、当ゴルフ場への予約申込時及び、ゴルフプレー申込に際して署名簿に記載された氏名が偽名（ここで偽名とは、戸籍上の氏名、外国人登録票、在留カードまたはパスポートの表記以外の氏名表記を指すものとします）であることが判明した場合、当ゴルフ場は当該利用者の予約を取消すことができます。この場合においても、当該利用者は当ゴルフ場所定の取消料を支払うものとします。

第 3 条 利用契約の成立

- 当ゴルフ場におけるゴルフプレーを申し込む方が、フロントにおいて所定の署名簿に記入し、これに当ゴルフ場が利用承諾をすることにより、当ゴルフ場と利用者との間における当ゴルフ場利用契約が成立するものとします（当該利用契約が成立した利用者を「プレーヤー」といいます）。但し、利用契約を申し込んだ方が第4条のいずれかに該当する場合、その他、当ゴルフ場が当該利用申込者の利用を承諾しない旨の意思を表示した場合は、当ゴルフ場利用契約は成立しません。
- 当ゴルフ場利用契約には本約款、会則等が適用されます。

第 4 条 施設利用の拒絶

- 当ゴルフ場は、次の場合には利用申込をお断り致します。
- 満員でスタート時間に余裕がないとき
 - ゲストについては、メンバーの同伴または紹介状（名刺等）がないとき
 - 天変地異、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
 - 利用者が暴力団員または暴力団関係者等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます）であると認められるとき
 - 利用者が反社会的勢力を同伴または紹介により入場させたとき
 - 利用者が精神疾患等により正常な行動をとることができないと疑われる場合、または感染症罹患の疑いにより利用者、従業員等に感染する可能性を合理的に推認できる場合
 - 利用者が刺青（タトゥーを含む）をしている場合、利用者の着衣等により当ゴルフ場を利用させることが好ましくない当ゴルフ場が判断したとき
 - 利用者が、当ゴルフ場従業員に対して粗野な振舞い等のカスタマーハラスメントと認められ得る言動を行った場合、また、当ゴルフ場に対して虚偽の風説を流布し、信用を毀損するなど業務の遂行に支障をきたす行為があったと当ゴルフ場が判断したとき
 - 偽名または他人名義で申込みが行われたとき
 - 利用者に公の秩序もしくは、善良な風格に反する行為をなすおそれがあると認められるとき
 - 当ゴルフ場が他の利用者、従業員等の安全確保が困難と判断したとき
 - その他、本約款、会則等に違反したとき

第 5 条 休場日、開場時間

当ゴルフ場の休場日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。但し、当ゴルフ場の都合により随時変更することができるものとします。

第 6 条 利用継続の拒絶

当ゴルフ場は、次の場合には利用者による当ゴルフ場の利用継続を拒絶し、利用を中断させることができるものとします。

- 公の秩序もしくは善良な風格に反する行為があったとき
- 当ゴルフ場に好ましくない行為があったとき
- 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑を掛けるとき
- ルール・マナー及びエチケットに違反があるとき
- 警告を無視してスロープレーを改めないとき
- その他、第4条の利用拒絶事由が利用開始後に判明したとき

第 7 条 練習場

当ゴルフ場の練習場は、当日のプレーヤー以外のご利用は出来ないものとします。但し、通常営業日における当ゴルフ場の会員（以下、「会員」といいます）の利用はこれを認めるものとします。

第 8 条 金銭、その他貴重品

- 利用者は、金銭、その他貴重品の管理につき、必ず貴重品ボックスを利用するものとします。貴重品ボックス利用においては利用者の責任において収容物の管理をするものとし、貴重品ボックス収容物の紛失盗難等については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。
- ロッカー、浴室、コース等、当ゴルフ場内における利用者の所持品等の汚損、破損、紛失盗難及びこれに起因するトラブル等については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第 9 条 自動車、携帯品等

当ゴルフ場敷地内（駐車場を含む一切。以下同じ）における自動車の盗難、及び自動車の損傷、搭載品（キャディバッグその他諸物品一切）の紛失盗難等については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第10条 ゴルフ保険

プレーヤーは各自、ゴルフ保険、その他、第三者賠償保険への加入に務めるものとします。当ゴルフ場が契約する保険契約と、プレーヤーが契約する保険契約（当ゴルフ場契約以外の保険においてプレーヤーを被保険者とする保険契約を含む）のいずれにも該当する保険事故が発生した場合、プレーヤーが契約する保険を優先して利用するものとします。

第11条 宅配便

当ゴルフ場は、宅配便のお取次ぎを致しますが、物品の受領、保管、発送手続中における物品の紛失、破損等損害の責任は一切負いません。

第12条 違反の場合の責任

ゴルフ場利用者が本約款、会則等に違反して第三者に損害を発生させた場合、また、ゴルフ場利用者自身が損害を受けた場合においても、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第13条 免責

当ゴルフ場敷地内における天変地異（火災、地震、台風、落雷、暴風雨、洪水等を含むがこれに限られない）の発生、及びこれに付随する当施設従業員の避難誘導に際して、利用者の身体または所持品（駐車自動車を含む）等に損害が生じた場合においても、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第14条 クラブ等の確認

- プレーヤーはスタート前にクラブ確認を行い、プレー終了後、クラブ及び所持品の点検・確認をして下さい。確認後はクラブの本数および所持品の不足、折損等の一切について、当ゴルフ場は責任を負いません。
- 当ゴルフ場の係員よりプレー終了後に引き渡しを受けたゴルフバッグ等の物品、またはご自身で保管中の所持品の紛失等については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第15条 施設に損害を与えた場合

故意、または過失により利用者が当ゴルフ場の施設設備、または従業員等に損害を与えた場合、利用者がその損害について賠償をするものとします。

第16条 施設内への持ち込み品

当ゴルフ場施設内に下記のものを持ち込むことは出来ないものとします。

- ペット類
- 著しく悪臭を放つもの
- 銃砲刀剣類
- 発火、爆発の恐れのある危険物
- 騒音を発するもの
- セルフ（サブ）バッグ
- その他法令で所持の禁止されたもの

第17条 信義則

その他会則、本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義、誠実の原則に従って解決されるものとします。

第18条 非会員への債務の保証

会員は、自身が紹介した利用者（非会員）が、当ゴルフ場に損害を与え、損害金の支払債務を発生させたときは、当該利用者の債務の履行につき、金五千万円を限度として連帯して保証するものとします。

第19条 非会員への周知依頼

会員は、自身が当ゴルフ場に紹介した利用者に対し、本約款及び会則等の存在とその内容を周知することにつきご協力いただくものとします。

第20条 個人情報に関して

当ゴルフ場は、ご予約時点及びプレー当日に入手した個人情報を、当ゴルフ場のプライバシーポリシーに則り、適切に管理するものとします。当ゴルフ場は、当該個人情報情報を郵送による営業案内、予約内容の確認等の目的のために利用致します。

第21条 定めのない事項

本約款及び会則等に定めのない事項については、民法、その他法令に準拠するものとします。

ルール・マナー・エチケット規則

第 1 条 規則の適用

美奈木ゴルフ倶楽部（以下、「当ゴルフ場」という）の利用者（会員・非会員を問わない。また、ゴルフプレーの有無にかかわらず、当ゴルフ場に來場する全ての利用者を指す。以下、単に「利用者」という）は、本ルール・マナー・エチケット規則（以下、「本規則」という）を遵守する。本規則と当ゴルフ場利用約款（以下、「約款」という）の内容に相違が生じた場合、約款の記載が優先するものとする。

第 2 条 危険防止責任と遵守事項

利用者は、以下の事項を確認、承諾のうえ遵守するものとする。なお、プレー開始後、以下の事項に該当した、または該当することが判明した場合、当ゴルフ場は当該利用者に退場を求めることができる。

- 利用者はプレー中の危険について各自注意、自覚し、キャディのアドバイス如何にかかわらず、自己責任においてプレーを行うこと。
- 利用者は、キャディのアドバイス如何に関わらず、自己の飛距離は自身で判断するものとし、先行組へのボール打ち込み等に十分に注意すること。
- ティイングエリア内の打席または当ゴルフ場指定場所以外の素振りは禁止する。
- ティイングエリア内への立ち入りは十分に注意すること。
- ゴルフクラブ、ティー及びボール等が第三者に接触しないよう十分に注意する。万が一、第三者への負傷、第三者の所持品の破損が生じた場合においても、当ゴルフ場は一切の責任は負わないものとする。
- プレー中の利用者の前に立つ、横切るなどの行為は行わないこと。
- 利用者が隣接ホールにボールを打ち込んだ場合、隣接ホールの利用者に謝罪を行うなどの措置をとるとともに、隣接ホールから競技中のホールへボールを戻す旨の合図をして、隣接コース利用者の了承を得た後、自己の同伴利用者に十分留意して打球すること。
- 先行する利用者が後続する利用者に対して先に打球をさせる場合、後続する利用者がボールを打ち終わるまで待避所または安全な場所へ待避すること。
- ホールアウト後は速やかにグリーンを離れ、後続する利用者の打球に留意しつつ、安全な通路を通過して進行すること。
- 雷鳴、積乱雲の発生等、落雷の恐れがある場合は、自己の判断で直ちにプレーを中断のうえ、待避所またはその他、安全な場所に避難すること。

- 酷暑期間におけるプレー継続の可否・相当性は利用者各自が自己責任において判断すること。
- 当ゴルフ場における火気使用（喫煙、電子たばこを含む）は、当ゴルフ場が指定した場所、エリア内を除き一切禁止とする。
- 当ゴルフ場指定場所、エリアにおける喫煙時においても、煙草の吸い殻等は完全に消火のうえ、所定の廃棄場所（灰皿等）に各利用者が廃棄すること。
- プレー中はキャディの指示に従って行動すること。
- 乗用カートの取扱いはい別途定める「美奈木ゴルフ倶楽部カート使用細則」に従うこと。
- 本規則、約款に定めるほか、当ゴルフ場において通知（掲示、口頭、ホームページ上への掲載等、方法は問わない）する各注意事項に利用者は従うものとする。
- 利用者はスタート時刻の30分前に來場すること。
- トラブル防止のため、当ゴルフ場に必要以上の多額の金銭や貴重品は持参しないこと。
- ハーフ2時間10分以内でラウンドするよう努めること。
- コース整備等の都合により、最終スタート時刻が当日変更される可能性があること。
- 当ゴルフ場が定めるローカルルールに従うこと。
- プレーは4名1組を原則とし、4名に満たない場合、当ゴルフ場の采配により他の利用者が同組でプレーを行う可能性があること。

第 3 条 禁止行為

当ゴルフ場内における以下の行為を禁止する。

- 賭博、その他風紀を乱す行為
- 物品の販売、宣伝、広告等の行為
- ゴルフプレーをしない利用者のコースへの立ち入り（ただし、当ゴルフ場が特に許可する場合を除く）
- 他人に迷惑を及ぼす、また、不快感を与える行為
- 許諾なき人物を対象とする写真撮影、録音等の行為（ただし、当ゴルフ場が特に許可する場合を除く）
- ロッカールーム、脱衣所、浴室、トイレ内での撮影、録音行為
- 浴室内へのスマートフォン、カメラ等の撮影、録音可能機器の持ち込み
- 先行するゴルフ場施設内の大声での会話
- 当ゴルフ場施設内の備品類の持ち出し、持ち帰り

第 4 条 服装

当ゴルフ場利用者の服装は、「エチケット委員会からのお願い」に定めるものとし、利用者はこれに従わなければならない。

以上
平成元年5月25日施行
令和7年10月1日改定

カート使用細則

第 1 条

プレーヤーは、キャディの指示に従ってゴルフカートを利用するものとします。プレーヤー自身がゴルフカートを運転することを禁止します。セルフプレーにおいてはリモコン操作による軌道走行とします。これらに違反した場合、当ゴルフ場はプレーヤーのプレーを即時中止させることができるものとします。

第 2 条

- ゴルフカートの運行にあたっては、ゴルフカートの運行上の注意事項をよく読み、これに違反しないよう、責任ある運行をしてください。
- ゴルフカートの自動走行機能を当ゴルフ場の許諾なく無断解除すること、ゴルフカートから手足を出すなどの危険な行為を禁止します。
 - ゴルフカートを始動する場合、始動させるプレーヤーは前方の安全を確認するなど事故が発生しないように注意をすること。

第 3 条

プレーヤーが運行上の注意事項に違反、または前条の規定に違反し事故を発生させた場合、規約に違反しゴルフカートを運行させたプレーヤー、並びに危険行為をしたプレーヤーが事故についての賠償責任を負担するものとします。

以上
平成14年6月1日施行
令和7年10月1日改定



美奈木ゴルフ倶楽部

エチケット委員会からのお願い

美奈木ゴルフ倶楽部
エチケット委員会
理 事 会

◆遵守義務◆

当倶楽部会員の皆様並びに、同伴ゲストの方々には、率先して模範プレーヤーとなられます事を期待し、本書面を作成いたしました。
ご理解・ご協力の程、お願い申し上げます。

◆服装（ドレスコード）について◆

清潔で見苦しくなく、周りに不快感を与えない服装を心掛けて下さい。

1. ご来場に際しては、夏季（6月～9月）を除きジャケット・ブレザーを着用して下さい。 またご来場の際は、サンダル・スリッパ・ゴルフシューズ等のご遠慮下さい。同伴ゲストにもこの旨お伝え頂き、遵守して頂くようご協力下さい。
2. 男性の半ズボン着用時は、くるぶしが隠れる丈のソックスをご着用下さい。
3. 女性の丈の短いショートパンツ・タンクトップ・Tシャツ・ジーンズ等のご遠慮下さい。
4. 襟付きのスポーツシャツを着用して下さい。(Tシャツと見間違えるものは厳禁)シャツの裾は原則外に出さないようにして下さい。
5. プレーの際は危険防止のため帽子を着用して下さい。
6. タオルを肩に掛けたり、首に巻きつける等の行為は慎んで下さい。
7. プレー後は、出来るだけ正装にてご歓談下さい。

◆エチケット・マナーについて◆

1. ハーフラウンド2時間10分以内のプレーにご協力下さい。(後続組に迷惑をかけないプレーをお互いに心掛けて下さい。)
2. バックティーの使用は、各プレーヤーのハンディキャップ15以内とし、会員または会員同伴に限ります。(但し支配人が認めた場合は除く。)
3. ティーイングエリアへは、ティーショットをする1組以外は立ち入らぬように、またティーショットをするプレーヤー以外の素振り等は危険ですのでお止め下さい。
4. ティーイングエリア周辺は、芝生保護の為、アプローチ練習禁止にご協力下さい。
5. 先行組に球を打ち込んだり、打者の前に出たりしないようにして下さい。また、ラウンド中の練習ストロークは禁止となっています。
6. グリーンはコースの命です。スパイクや旗竿等で傷つけないよう大切にして下さい。
7. ボールマーク及びディボットの修復にご協力下さい。
8. バンカーショット後は必ずプレーヤーご自身で修復して下さい。
9. 灰皿設置場所以外の喫煙はご遠慮下さい。乗用カートもコース内走行時は禁煙です。
10. プレーの進行や天候等によるコースの異常の場合は、係員の指示に従って下さい。

◆当倶楽部全スタッフについて◆

1. お食事・転職等のお誘いは絶対になさらないようにして下さい。
2. 金銭等のお心付け・セクハラ行為は一切ご遠慮下さい。

◆禁止事項◆

1. レストラン内の携帯電話等の使用。(コース内では、マナーモードに切替えて下さい。)
2. 乗用カートの運転。
3. クラブハウス内での、不当な金銭の受け渡し。

◆懲 罰◆

エチケット・マナーは、ゴルフの基本であり、すべてのプレーヤーに遵守頂ける事と考えております。遵守頂けない場合はゴルフ規則並びに、当倶楽部の会則による懲罰が課せられます。

平成16年8月制定
令和元年10月改定
令和5年12月改定